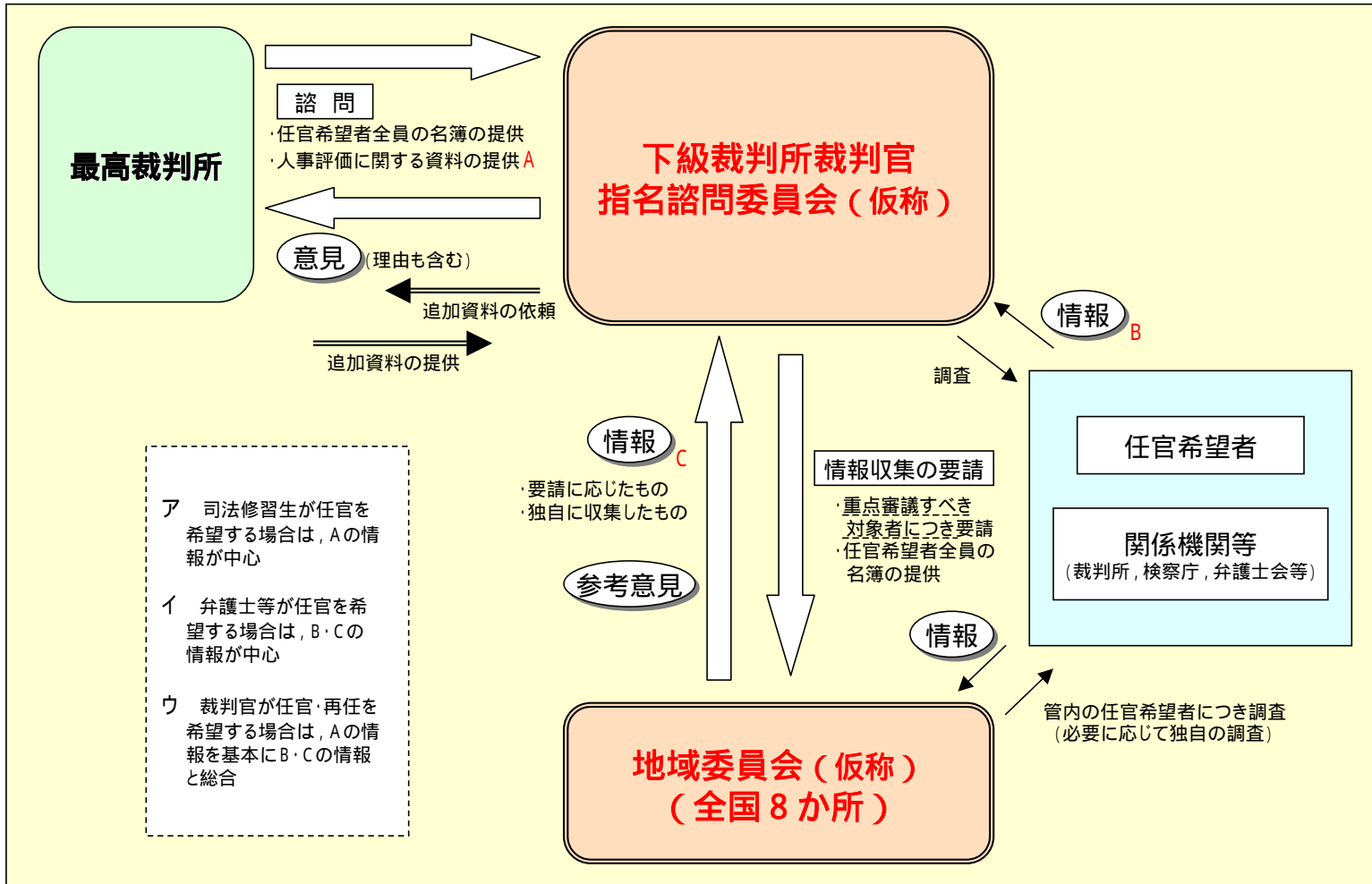


## 委員会と下部組織の関係（イメージ）



委員会発足後の運用に関する問題であるが、これまでの検討を踏まえたイメージを示したもの

## 司法制度改革審議会意見書(抜粋) (下部組織に関する部分)

### 第5 裁判官制度の改革

#### 2. 裁判官の任命手続の見直し

同機関が、十分かつ正確な資料・情報に基づき、実質的に適任者の選考に関する判断を行いうるよう、例えば、下部組織を地域ブロックごとに設置することなど、適切な仕組みを整備すべきである。

- ・ この機関が、十分かつ正確な資料・情報に基づき実質的に適任者の選考に関する判断を行うことが可能となるよう、例えば、この機関に対して任官希望者に係る人事情報の収集、提供等を行う下部組織を地域ブロックごとに設置することなど、適切な仕組みを整備すべきである。なお、後記3.の「裁判官の人事制度の見直し(透明性・客観性の確保)」に掲げた仕組みによる選考対象裁判官に係る評価については、同機関による選考のための判断資料としても活用されるものとする。